

鴻巣市ドッグラン広場利用要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鴻巣市都市公園条例（平成17年鴻巣市条例第138号）第1条の2第1号に規定する都市公園内に設置するドッグラン広場の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 ドッグラン広場を利用できる者は、市内に住所を有する18歳以上の者で、次条の規定によりドッグラン広場の利用の登録を受けたもの及びその家族とする。

(利用者の登録等)

第3条 ドッグラン広場を利用しようとする者は、あらかじめ鴻巣市ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）

第4条第2項の鑑札

(2) 法第5条第2項の注射済票

(3) 登録しようとする犬の写真（縦3.5センチメートル×横2.5センチメートル）2枚

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定した者を鴻巣市ドッグラン広場利用登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、登録した者に鴻巣市ドッグラン広場利用登録証（様式第3号。以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。

4 前項の利用登録証の有効期間は、法第5条第1項の狂犬病の予防注射をした日から1年とする。

(利用時間)

第4条 ドッグラン広場の利用時間は、午前6時から午後6時までとする。ただし、6月1日から9月30日までは、午前5時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用時間内であっても日没後はドッグラン広場を利用できないものとする。

(遵守事項)

第5条 ドッグラン広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に見えるよう利用登録証を携帯すること。
- (2) 利用者は、常に犬から目を離さないように注意し、他の犬や利用者の迷惑にならないよう努めること。
- (3) ドッグラン広場の利用において生じた犬同士の噛み合いによる負傷及び死亡並びに犬の病気感染等並びに他の利用者への噛みつき等の事故及び紛争について、利用者の責任において解決すること。
- (4) 発情期のメス犬及び病気の犬をドッグラン広場へ入場させないこと。
- (5) ドッグラン広場へ食べ物を持ち込まないこと。
- (6) 第2条の家族で18歳未満の者が利用する場合は、18歳以上の者が同伴すること。
- (7) 犬のふんは、責任をもって回収し、持ち帰ること。

(登録の抹消)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により登録を受けた者が前条各号に規定する事項を遵守しないときは、登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、利用登録証を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 25 日 告示 第 19 号）

この告示は、公布の日から施行する。